

# 電波監理審議会（第936回）議事要旨

## 1 日 時

平成20年11月12日（水）15：00～

## 2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小館 香椎子

### (2) 電波監理審議会審理官

森下 浩行

### (3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

## 4 議 事 模 様

### (1) 電波法施行規則及び無線通信規則の各一部を改正する省令案について

（20.9.3諮問第32号）

船舶長距離識別追跡装置の導入及び無線通信規則の改正に係る関係規定の整備に伴う標記省令案について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第451回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

### (2) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

（諮問第39号）

本件は、諮問第40号と関連する事案であったため、諮問第40号と一括して総務省の説明があった。

### (3) 周波数割当計画の一部変更案について

（諮問第40号）

本件は、諮問第39号と関連する事案であったため、諮問第39号と一括して総務省から

次のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第39号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第40号については、諮問第39号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

#### ア 総務省の説明

本件は、デジタル特定ラジオマイクの導入及びアマチュア無線に関する規定を整備するものである。

1点目は、デジタル特定ラジオマイクの導入についてである。特定ラジオマイクとは、コンサートやミュージカル等で使用されるプロ仕様の高音質なラジオマイクのことであり、現在、特定ラジオマイクはアナログ方式で運用しており、大規模なコンサート等で利用されている。

しかしながら、現在のアナログ方式では、約20チャンネルしか使用できないことから、出演者が多くなると工夫が難しくなり、予備を置けず使用しているラジオマイクが故障した場合、音が伝わらないというトラブルとなること、また、野球球場等の広い場所においては約100mの距離を飛ばす必要があるが、アナログ方式では約60mしか飛ばないということがあった。そこで、今般、特定ラジオマイクのデジタル化を行うことにより、最大で72チャンネル使用可能とするとともに、占有周波数帯幅については、288kHzまで可能とし、出力を10mWから50mWまで上げ、約100mの伝搬を可能にするものである。

2点目は、アマチュア無線に関する規定の整備である。アマチュア無線は、個人的な趣味として無線技術の研究や人々の交流のため、従来から利用されてきているものである。アマチュア無線においては、従来アナログ方式による利用が中心であったが、近年デジタル方式による利用が広がってきているところである。このような実態に併せて電波の型式とそれに対応した占有周波数帯の帯幅について告示において具体的に規定するため、規定の整備を行うものである。

デジタル特定ラジオマイクの導入に係る周波数割当計画の変更について、現在の特定ラジオマイクに関する割当ては、放送用FPUと共用する形で779MHzから788MHzまで及び797MHzから806MHzまでの周波数帯となっている。デジタル特定ラジオマイクを導入するにあたり、より柔軟な利用を促進するという観点から、デジタル特定ラジオマイクについて、770MHzから806MHzまでの周波数帯を割り当てることとするものである。

#### イ 主な質疑応答

- ・ アナログ方式に比べデジタル方式は出力が5倍になるとのことだが、どれほど遠くまで送信できるのか、との質問に対し、特定ラジオマイクと受信機間の距離は約100mまで可能とし、マイクとマイクの間の問題は従来400m離していたところを100mまで近づける

ことを可能とした。また、それに伴う混信についてもデジタル化することにより、非干渉を非常に受けにくくなることから、放送用FPUとの共用のための干渉調整についても件数が減ると想定している、との回答があった。

#### (4) 周波数割当計画の作成について

(諮問第41号)

2007年世界無線会議の結果に基づく周波数割当計画の作成について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

##### ○ 総務省の説明

本件は、2007年世界無線通信会議(WRC-07)の結果に基づき周波数割当計画の作成するものである。この会議は、昨年10月22日から11月16日までの間スイスのジュネーブにおいて開催され、ITU憲章及び無線通信規則が改正された。この改正は、来年1月1日に発効することになっており、これに伴い周波数割当計画を作成するものである。

WRC-07における主な審議結果の内容は、1点目が第3世代及び第4世代移動通信システムを導入するための新しい周波数帯の確保である。3.4GHzから3.6GHzまで、2.3GHzから2.4GHzまで、698MHzから806MHzまで及び450MHzから470MHzまでの周波数帯が追加分配されたが、各国において使用を希望する周波数を割り当てることとなっているため、これらの周波数帯から、我が国では利用が見込まれる3.4GHzから3.6GHzまで及び698MHzから806MHzまでの周波数帯のうちの40MHz幅の周波数帯を割り当てることとする。

2点目は、2.5GHz帯における衛星通信と地上の移動通信の取扱いについては、2.5GHz帯は、世界的には地上の移動通信が優先し、衛星が発射する電波をできるだけ制限することとなったが、我が国ではN-S-T-A-Rを非常災害時等の通信に使われていることを踏まえ、制限を設けないとの決定がなされたことから、国内分配については従前のおりとし、国際分配についてのみの変更を行うものである。

3点目は、地球探査衛星のため携帯電話等の電波を抑えることの是非についてである。今後運用される地球探査衛星を保護するため、地上における1.5GHz帯及び10.6GHz帯におけるシステムに関する電力の制限値(推奨値)が定められたが、我が国では、1.5GHz帯において携帯電話等に、10.6GHz帯において放送事業用固定局に使われていることを踏まえ、国内分配は従前のおりとし、国際分配のみ変更することとした。

4点目は、航空管制用の周波数確保についてである。我が国の提案に基づき、世界共通での航空管制及び航空用データ通信に関する周波数帯として、112MHzから117.

975MHzまで及び5091MHzから5150MHzまでの周波数帯が定められたことから、国際分配及び国内分配の変更を行うものである。

また、今回の改正に併せて、周波数の使用期限が満了している規定があるため、その規定の現行化を図る等の規定の整備も併せて行うこととする。

#### (5) 株式会社放送衛星システム所属放送衛星局の予備免許について

(諮問第42号)

地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策のための株式会社放送衛星システム所属放送衛星局の予備免許について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

##### ア 総務省の説明

本件は、地上デジタルテレビジョン放送が平成23年に完全デジタル化される際に、地上アナログテレビジョン放送を視聴できる世帯の一部で地上デジタルテレビジョン放送の電波が直接受信できない事態が生じてしまうことから、暫定的に放送衛星を使用した難視聴地域対策を行うことに伴う放送衛星局の予備免許についてである。

地上デジタルテレビジョン放送の難視聴地域対策のための必要な関係規定の整備に関しては、本年9月に本審議会に諮問し、適当との答申をいただいたところであるが、その関係規定の整備を受け、本年9月26日に株式会社放送衛星システムから放送衛星局に係る予備免許の申請があったものである。申請の概要としては、申請者は現在BSアナログテレビジョン放送及びデジタルテレビジョン放送のための受託放送役務を行っている事業者である株式会社放送衛星システム、使用するチャンネル番号は17となっている。

審査結果としては、電波法令に基づく技術基準又は財政的基礎等の各基準に適合していると認められることから、電波法第8条第1項に基づき予備免許を与えることとしたいとするものである。

##### イ 主な質疑応答

- ・ 地上デジタルテレビジョン放送が受信できない理由とその世帯数を教えてほしい、との質問があり、受信できない理由としては、アナログ方式とデジタル方式とでは電波伝搬の特性が異なる等の理由がある。また、受信できない世帯数については今年6月のコンピューターでのシミュレーションの結果としては民放で約35万世帯、日本放送協会が約30万世帯となっているが、今後もこのような世帯数を減らしていくために検討を行い、それでも受信できない場合に5年間の暫定期間、本件の衛星放送による放送を行うこととする、との回答があった。
- ・ 衛星放送による放送の暫定期間が終了した後、衛星放送を受信するアンテナとは別の新たなアンテナを購入しなければならないといった二重の負担が生じることがあるの

か、との質問に対し、地上デジタルテレビジョン放送の受信については各世帯で対応することとなるが、本件の衛星放送を受信する世帯であって、BSアンテナを持っていない世帯に対し、総務省において、アンテナを支給できるよう予算要求しているところであり、視聴者に二重の負担を生じさせることのないよう取り組んでいるところである、との回答があった。

#### **(6) 日本放送協会の放送法第9条第2項第2号の業務の基準の認可について (諮問第43号)**

日本放送協会が過去に放送した放送番組等をインターネットを利用して提供する業務の実施基準に関する認可について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

##### **ア 総務省の説明**

本件は、本年4月に施行された改正放送法において、日本放送協会の新たな業務として追加された過去に放送した放送番組等をインターネットを利用して提供する業務に関する基準の認可についてである。

日本放送協会においては、従来放送業務の附帯業務として受信料を財源に放送終了後1週間程度の間、番組をインターネットを利用して提供しており、この附帯業務の範囲を明確にする観点から総務省が定めたガイドラインに基づき、年間約10億円程度の予算を上限とし、運用しているところである。放送法改正によりブロードバンド回線を通じて視聴者への放送番組の配信する業務が、附帯業務ではなく、本来業務の一類型と位置付けられることとなった。これは、改正放送法第9条第2項第2号に基づき総務大臣の認可を受けて定める基準に従って行わなければならないことから、業務の基準について認可申請があったものである。

日本放送協会では受信料を財源とする無料で行う部分の業務については、総務省が定めた従来のガイドラインと同様の内容を実施基準として、本年3月の電波監理審議会に諮問し、答申をいただき認可しているところであるが、今回、有料業務の実施基準を定めることに併せ、無料業務の実施基準についても規模要件の緩和等を一部見直すものである。

有料業務の概要は、放送後1週間程度の期間、毎日のニュース番組や大河ドラマ等を配信する見逃し番組サービス及び過去に放送した際に評判の高かった番組等を配信する特選ライブラリーサービスの2種類を設けるものである。サービスの種類は、個別の番組のみを視聴するサービス、複数の番組をパッケージにして視聴するサービス、月額一定額で見放題のサービス等を用意するとのことである。

このサービスの提供の仕組みについては、ブロードバンド回線に接続された個々のパーソナルコンピュータを端末として、日本放送協会が直接提供する仕組みを基本としている

が、プラットフォーム事業者を通じてテレビで視聴する仕組みも考えているところである。

本件の実施基準については、日本放送協会においても、本年9月に案を公表し、意見募集を行った上で、本年10月9日に総務大臣に認可申請してきたものである。総務省においても、申請された実施基準に対する総務省の考え方について、意見募集を行った結果を踏まえ、日本放送協会に対し、一定の条件を付した上で認可することとしたい旨を諮問するものである。

実施基準についての総務省の考え方の具体的な内容としては、利用者の利益の確保、公共放送を担うNHKとしての業務としての適正の確保、特に民間競合事業者他にこのような番組提供サービスを行うような民間競合事業者との公正競争の確保、プラットフォーム事業者との適正な関係の確保、その他放送法上求められるような事項、受信料を財源とする業務範囲の適正の確保等について審査した結果、必要かつ適切な内容であると認められることから、認可することはおおむね適当であると考えている。ただし、従来から受信料を財源とし、無料業務部分について、従来のガイドラインでは、予算10億円を上限として行っていたが、画質の高画質化等に係る経費を勘案し、上限を40億円とすることについて、日本放送協会が行った意見募集に対して提出された日本民間放送連盟及び日本放送協会からの意見等を踏まえ、無料業務に係る経費の内訳を毎年度公表すること及び利用者や外部事業者からの意見、苦情等を踏まえ、実施基準を適時、適切に見直すことの2点の条件を付した上で認可したいとするものである。

#### イ 主な質疑応答

- 本件認可の対象となる業務のうち有料で行う業務について、日本放送協会が行う業務として受信料を財源に無料で行うべきではないかとの議論はなかったのか、との質問に対し、有料業務の利用者は日本放送協会の放送受信者のうち一部であること、インターネット上に配信することにより著作権処理等のために追加的な経費がかかること等を勘案し、追加的な経費については受益者負担とするため、有料で行うこととしたものである、との回答があった。
- 本件の対象となる業務と類似のサービスを民間放送事業者も行っているのか、との質問に対し、民間放送事業者において試行的に一部の事業者においては行っていると聞いている、との回答があった。
- 現在日本放送協会が附帯業務として行っているサービスについて、1つの放送番組をそのまますべて視聴することが可能なのか、との質問について、現在はニュース等については視聴可能だが、ドキュメンタリー等の番組については導入部分のみ視聴可能となっている、との回答があった。
- 本件認可の対象となる業務のうち無料部分については従来附帯業務として行ってきた

業務部分を引き継ぐのか、また、1つの放送番組をそのまますべて視聴できるようになるというのは、有料部分で提供されるのか、との質問に対し、基本的にはその通りであるが、日本放送協会としては、本件認可により従来よりも無料部分の規模が拡大することから、いくつかの番組について、視聴できる範囲を広げるとの考えである、との回答があった。

**(7) 日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について～地上デジタル放送の難視聴地域における共同受信施設への経費助成業務～ (諮問第44号)**

本件は、諮問第45号と関連する事案であったため、諮問第45号と一括して総務省の説明があった。

**(8) 日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について～日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務～ (諮問第45号)**

本件は、諮問第44号と関連する事案であったため、諮問第44号と一括して総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

諮問第44号及び第45号は、地上デジタル放送への円滑な移行を推進するため、日本放送協会が受信環境整備に対して一定の助成を行う業務を認可するものである。

地上デジタルテレビジョン放送への移行に関しては、放送事業者が送信側の整備を行い、受信側の整備は受信者自らが行うことが原則であることから、各家庭においてアンテナ等を設置しなければならないこととなっている。日本放送協会においては、送信側としての整備だけでなく、放送法においてテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置しなければならないという義務が課されていることから、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴地域における受信環境の整備のため、日本放送協会が助成を行うものである。

地上デジタルテレビジョン放送の難視聴地域における共同受信施設への経費助成業務について、1点目は、共聴施設を視聴者で構成される組合と日本放送協会とが共同で設置して運営しているNHK共聴については、視聴者組合と日本放送協会が共同の立場にあり、デジタル化改修するための費用についても、所有区分に応じて負担することとなる。そこで、一般的にデジタル化改修に係る各世帯の平均負担額が約7,000円となっていることから、世帯の負担額から7,000円を控除した額について日本放送協会が負担することとするものである。

2点目は、視聴者が独自に共聴施設を設置運営している自主共聴施設については、日本

放送協会が共同で行っているものでないことから、デジタル化改修については、原則としては視聴者が自ら行うものであるが、視聴者の負担を軽減し、地上デジタルテレビジョン放送への移行を推進し、すべての視聴者が全国あまねく受信できるような環境を整える観点から、日本放送協会が自主共聴施設についても助成を行うものである。この助成については、国がデジタル化改修費用の2分の1を支援する制度を既に設けていることから、視聴者の負担となる残りの2分の1について、1点目と同様7,000円については視聴者負担とし、残額について日本放送協会が助成するものである。

日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務については、1点目は、地上アナログテレビジョン放送の際にNHK共聴施設で視聴していたが、NHK共聴施設をデジタル化改修するのではなく、ケーブルテレビ等に移行することによって、地上デジタルテレビジョン放送を視聴できる場合、日本放送協会としてはNHK共聴施設をデジタル化改修する必要がなくなることから、ケーブルテレビ等への移行を支援するものである。

2点目は、現在は地上アナログテレビジョン放送中継局により受信しているが、ケーブルテレビ等に移行することによって、地上デジタルテレビジョン放送中継局を新たに設置する必要がなくなる場合についても、日本放送協会としてはその中継局が不要になることから、その移行について支援するものである。

助成の内容としては、NHK共聴施設のデジタル化改修が不要となる、又は新たなデジタル中継局の置局が不要となる費用相当として、1世帯当たり28,000円を助成することとしたいとするものである。

これらの業務は、いずれも視聴者負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビジョン放送の普及の効率的かつ短期的に推進するためのものであり、放送及びその受信の進歩、発達に大きく寄与するものであり、また、視聴者の利益にも資するところも大きいものと考えてられることから、認可することが適当であると考えている。

## (9) その他

周波数再編アクションプランについて、総務省から報告があった。